

航空機の移転登録申請に必要な書類

①航空機移転登録申請書（新所有者の申請）

～航空法第7条の2、航空機登録令第12条～

②申請人発行の委任状（代理人が申請する場合）

～代理申請権限の確認～

③旧所有者発行の譲渡証等（原本）

～所有権を有することを証する書面～

③-2所有権確認書（所有者が複数となる場合）

～所有権の持分の確認～

④新旧両所有者（代表権のある者）の印鑑証明書（法人）（三ヶ月以内のもの）又は運転免許証等の写し（個人）

※基本的には印鑑証明書のご提出をお願いしておりますところ、運転免許証で代用される場合は両面・カラーコピーの写しのご準備をお願いいたします。

～各書類の真正性の証明～

⑤新所有者の住民票（個人）（三ヶ月以内のもの）

注）旧所有者（個人）の住民票は提出不要です。また、法人の場合における法人登記事項証明書は提出不要です。

～日本国籍の有無等の確認～

⑥航空機の自重を表す資料（写しでも可）

注）滑空機の場合は提出不要です。

～登録免許税算出の基礎～

⑦登録免許税の納付

支払い済みの領収証書（原本）

注）(1) 登録免許税が3万円を超える場合

金融機関の窓口で納付し、その納付に係る領収証書（原本）を申請時に提出してください。なお、納付書に記載する税務署名は「麴町（コグヅマ）税務署」、税目は「登録免許税」としてください。

(2) 3万円以下の場合

申請書に収入印紙を貼り付けて提出することにより、納付することができます。

<登録免許税額>

1トンにつき3万円。

例) 2トン未満の場合 3万円

2トン以上～3トン未満 6万円

3トン以上～4トン未満 9万円

<以下、新所有者が法人の場合>

○日本で登録されている航空機を所有していない法人の場合 (⑧~⑩)

⑧申請人の役員2/3を超える人数分(代表者は必須)の住民票(三ヶ月以内のもの)

⑨株主名簿(代表者等により証明されたもの)又は有価証券報告書(最新のもの)

⑩全体の2/3を超える議決権を有する人の住民票(三ヶ月以内のもの)

注) 法人の場合における法人登記事項証明書は提出不要です

⑪その他 航空法第4条第1項の審査のため、上記⑧~⑩の他、別途書面の提出が必要とされる場合があります。

○申請時に日本で登録されている航空機を所有している法人又は現に有効な航空運送事業若しくは航空機使用事業の許可を得ている法人の場合 (⑫)

⑫航空法第4条第1項の規定に該当していない旨の誓約書

注) 現に有効な航空運送事業若しくは航空機使用事業の許可を得ている法人の場合には、誓約書に加えて当該事業許可証の写しも提出。

※1. 上記①から⑫は、一般的な原因(売買、贈与)により航空機の所有者変更があった場合の、移転登録申請に必要な書類であり、個々の事例により必要書類が変更される場合があります。ご不明の点は下記窓口へお問い合わせください。

※2. 航空機の移転登録を行った場合、新しい航空機登録証明書が交付されます。
航空機登録証明書は窓口での交付の他、希望する場合は郵送による交付も可能です。
郵送による交付を希望する場合は、申請時に郵送用の封筒(B5サイズ以上、郵送先住所・氏名等を記載済み・切手貼付済みのもの)をご用意ください。

※3. 旧航空機登録証明書は速やかに返納してください。

※4. 航空法の規定により、航空機の新所有者は所有者変更の事由があった日から15日以内に申請しなければならないとされています。必ず期限内に手続きを行ってください。

※5. 航空機登録証明書及び航空機登録原簿へ記載される所有者名につきまして、旧姓の併記を希望される場合は、旧姓が併記された本人確認書類(住民票、印鑑証明書、運転免許証の写し等)をご提出ください。

【申請・相談窓口】

〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3 霞ヶ関合同庁舎第3号館7F

国土交通省航空局総務課 航空機登録担当官

Tel. 03-5253-8111 (内線48146) Fax. 03-5253-1656

E-mail. hqt-register48146@gb.mlit.go.jp

※従前使用していた hqt-register@ml.mlit.go.jp は、

2019年12月31日をもって廃止されます。

(受付時間 9:30~12:00 13:30~17:00)